

# 「くわまる」使用マニュアル



「くわまる」を正しく使用して頂くために  
必ず本マニュアルをお読みください。



世界遺産「田島弥平旧宅」PRキャラクター「くわまる」

# 目次

---

- はじめに..... P.1
- 「くわまる」利用基準..... P.2
- 申請手続きについて.....P.3
- 申請時の留意点.....P.5
- 使用上の留意点(文字の表記).....P.6
- 使用上の留意点(色指定).....P.7
- 使用上の留意点(縦横比).....P.8
- 申請書の記入例.....P.9
- 申請書に添付するデザイン案・提出期限・・・P.10
- オリジナルデザイン作成について.....P.12
- 吹き出し、名称、屋号について..... P.14
- よくあるお問い合わせ..... P.15

# はじめに

- 「くわまる」のイラスト等を使用する場合には、必ず本マニュアルに沿い、申請を行って正しくご活用いただきますようお願いいたします。

**※「くわまる」に関する一切の権利は「伊勢崎市」に帰属します。**



～田島弥平旧宅を応援するために  
生まれた桑の妖精～

**くわまる** プロフィール紹介



世界遺産「田島弥平旧宅」

生まれたところ	群馬県伊勢崎市の境島村にある桑畑
誕生日	9月8日
性別	男の子
特技	鍬（くわ）で畑を耕すこと
好きな食べ物	桑の実、ちくわ
チャームポイント	尻尾の桑の実

伊勢崎市

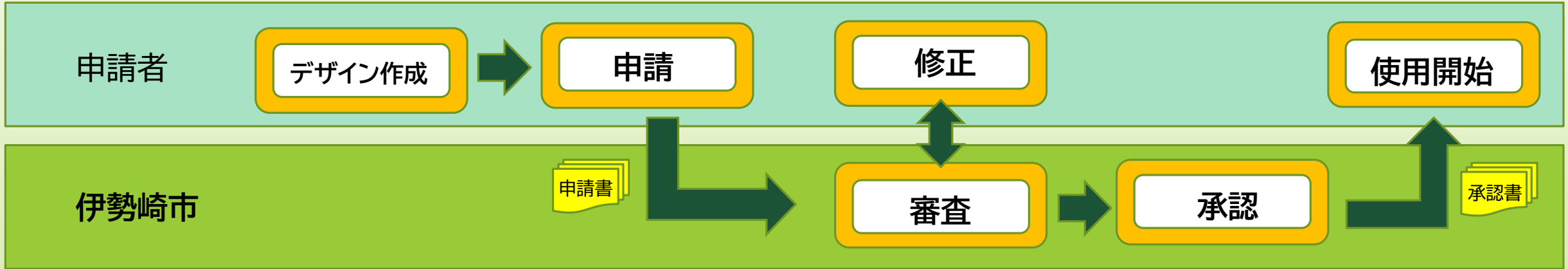
# 「くわまる」を利用することができる基準

くわまるの利用は、「くわまる」の利用に関する取扱要綱により、以下の基準に全て該当している必要があります。

- (1)法令及び公序良俗に反しないものであること。
- (2)伊勢崎市及び田島弥平旧宅をPRするものであること。
- (3)伊勢崎市及び田島弥平旧宅の信用又は品位を損なわないものであること。
- (4)「くわまる」のイメージを損なう恐れがないものであること。
- (5)特定の個人(旧宅の所有者であった田島弥平氏を除く。)、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがないものであること。
- (6)自己の商標及び意匠とするなど、独占的に利用するものでないこと。



# 申請手続きについて



- ① 使用する商品等のデザイン案を添付して、所定の申請書を提出してください。
- ② 受付完了後、伊勢崎市にて審査をします。  
※修正などの必要が生じた場合は別途、申請者へ連絡
- ③ 審査後、使用承認書を発行  
申請書は承認書を受理後、使用開始してください。

# 申請書の提出先

- 申請書の提出先は下記のとおりです。

「くわまる」使用申請受付窓口

〒郵送

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地  
伊勢崎市役所 企画調整課 宛

✉E-Mail

kikaku@city.isesaki.lg.jp

☎電話番号

0270-27-2707



# 申請時の留意点

- 「くわまる」のイラストや写真を使用する場合は、個人、または限られた範囲内で使用する場合を除いて、必ず事前に、伊勢崎市に申請を行い承認を受ける必要があります。
- 1アイテムに1申請になります。  
(商品数と同じ数の申請書が必要になります。)
- 「デザイン受付窓口」にて申請書を受理してから承認書の発行まで【2週間前後】かかります。使用開始希望日に間に合うように早めに提出をお願いします。
- 利用期間満了後も引き続き「くわまる」を利用しようとするときは、新たに利用申請書に前回承認を受けた承認通知書の写しを添えて提出し、あらかじめ更新の承認を受ける必要があります。

# 使用上の留意点(文字の表記)

- 原則として「くわまる」と表記し、さらに隣接して『©伊勢崎市』、『©ISESAKI-CITY』、『世界遺産「田島弥平旧宅」PRキャラクター』のいずれかを表記してください。

(例1)



くわまる

©ISESAKI-CITY

(例2)



世界遺産「田島弥平旧宅」PRキャラクター

くわまる



# 使用上の留意点(色指定)

- 「くわまる」の色指定は次の通りです。
- 印刷の性質上、同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用してください。



C: 0 Y: 0 M: 0 K:100



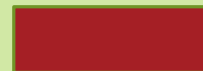
C: 60 Y: 60 M: 25 K: 0



C: 75 Y: 80 M: 45 K: 5



C: 0 Y: 70 M: 80 K: 0



C: 40 Y: 100 M: 100 K: 0



C: 50 Y: 100 M: 100 K: 40



グレースケール

# 使用上の留意点(縦横比)

- 「くわまる」のデザインは、元のデザインをそのままご利用ください。
- 「くわまる」の縦横比は変えないでください。



スリムな「くわまる」



元の「くわまる」



ふっくらな「くわまる」



# 申請書の記入例

- 使用申請書は、伊勢崎市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.isesaki.lg.jp/www/contents/1405053865210/index.html>

- 「くわまる」デザインに掲載されているデザインのAIデータを希望する場合は、申請時に申し出てください。

様式第1号（第5条、第9条、第10条関係）

「くわまる」利用申請書

(宛先) 伊勢崎市長 ○○○○年(令和○○年)○○月○○日

申請者 住所又は所在地 ○○県○○市○○町XX-X

名称及び役職(団体の場合)  
株式会社 伊勢崎産業 代表取締役

氏名 伊勢崎 太郎

「くわまる」の利用に関する取扱要綱を了承の上、次のとおり「くわまる」を利用したいので申請します。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新
利用対象案件名	(例) ようかん、缶コーヒー、ボールペン、包装紙、紙袋
利用の趣旨及び目的	(例) 伊勢崎市をPRするため、田島弥平旧宅をPRするため、伊勢崎市内の会社であることをアピールするため
利用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 無償提供 <input type="checkbox"/> 販売と無償提供の両方 <input type="checkbox"/> その他 販売する場合 小売単価 ( 100 円 ) 小売数量 ( 5,000 / 月 )
利用期間	○○○○年(令和○○年)○○月○○日 ~ ○○○○年(令和○○年)○○月○○日
担当者連絡先	住所又は所在地 <small>※申請者欄と異なる場合 (〒 )</small>
	担当者職・氏名 <small>※申請者欄と異なる場合</small> 営業部長 伊勢崎 次郎
	電話番号 XXXX-XXXX-XXXX
	FAX 番号 XXXX-XXXX-XXXX
メールアドレス XXXXXX@XXXXX.XXX	

- 添付書類 1 企業、団体等の場合は概要書(変更・更新の場合は省略可)  
2 利用する案件の企画書及び見本等(更新の場合は省略可)  
3 変更・更新の場合は前回承認を受けた承認通知書の写し  
4 その他参考となるもの

----- 以下は記入不要です。 -----

表示する項目	<input type="checkbox"/> くわまる (KUWAMARU) <input type="checkbox"/> 伊勢崎市 (CISESAKI・CITY) <input type="checkbox"/> 北界遺産「田島弥平旧宅」PR キャラクター
--------	--

# 申請書に添付するデザイン案について

- 「くわまる」デザインを使用した商品などのイメージが分かる企画書や見本、商品図面など、どのように使用するのか具体的にわかるものが必要です。
- 企画段階で申請した場合は、完成品と提出した書類の内容が完全に一致する必要はありません。



**完成した商品は30日以内に写真の提出をお願いします。**

**申請時にデザイン案を添付した場合**

- 承認書に記載されている指摘事項に対応し、商品の写真を提出。

**申請時にデザインが確定していない場合**

- デザイン確定、商品完成後30日以内に商品の写真等を提出。

# オリジナルデザイン作成について

## 留意事項

- 「くわまる」だと判断できるものであること。
- 「くわまる」全体のバランスを変えないこと。
- 「くわまる」らしさを考慮すること。

## ◆NG項目

- 他パーツ(衣装・帽子など)を加えないでください。
- 過激な印象・ネガティブな印象を与える表現はしないでください。
- 「くわまる」の取扱要綱に反する表現はしないでください。

# オリジナルデザイン作成について

- HPに無いオリジナルデザインを作成し使用する場合、伊勢崎市で審査を行い、承認されたもののみ使用が可能です。新しく作成していただいた「くわまる」の著作権は、伊勢崎市に帰属(市所有)し、第三者が使用できるものとなりますので、あらかじめご承知のうえ、作成してください。

※別途、AI(イラストレーター)データを提出していただきます。



# 商号・屋号、商品名称、吹き出しについて

## 原則

「くわまる」は田島弥平旧宅をPRするキャラクターなので、次の利用はできません。

- 「くわまる」が特定の商品、サービスなどを推薦しているような表示(商品のキャッチコピー、フェア、キャンペーン名等)
  - 特定の企業・団体を連想させるような表現
- 吹き出しの表現などについても同様になります。

(例)



※既に利用されている商品名称および同一デザインでの利用は、不正競争防止法に違反する可能性があります。市では、商品名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によくご確認ください。



## Q & A



Q1 :商品に「くわまる」のデザインを使用したいのですが、使用料金は発生しますか？

A1 :デザイン使用に関しては、現在無料としています。

Q2 :個人が「くわまる」のデザインを使用する場合、申請書は必要ですか？

A2 :限られた範囲で、個人的に使用し、第三者に広く公開しないものに関しては申請は不要です。

## Q & A



Q3 : 店内のPOPや名刺に「くわまる」のデザインを使用したいのですが、申請書は必要ですか？

A3 : 個人利用の範囲を超えますので、申請書をご提出ください。

Q4 : 前に申請した商品の絵違いを販売したいのですが、申請書は必要ですか？

A4 : デザインが異なるので、新たに申請書のご提出をお願いします。

## Q & A



**Q5** :使用承認を受けた商品の使用期限はありますか？

**A5** :最長で承認日より10年です。

更に期間を延ばす場合は、更新手続きを行ってください。

**Q6** :スポーツチームのユニホームや応援旗等に「くわまる」のデザインを使用することはできますか？

**A6** :「くわまる」は本市及び世界遺産「田島弥平旧宅」をPRするものであるため、市を代表するチームと誤解されないように使用してください。

## Q & A



Q7 :コピーライトを商品に表記しにくい、できない場合はどうしたらいいですか？

A7 :原則、商品への表記をお願いします。ただし、素材などの性質上、商品に表記することが難しい場合には、商品に付随するものへの表記で構いません。

例:商品のタグ、パッケージ、値札、POP、サイトなどの紹介ページ